

地域における青少年育成の経緯と現在

第1 地区委員会の経緯について

敗戦による国民経済・教育の混乱等は青少年の生きる自信と目標を失わせ、多くの青少年を反社会的行為や非社会的行為に追いやり、青少年の不良化防止が緊急の課題となりました。

国会で青少年犯罪防止、不良化防止の決議が相次いでなされ、各種の青少年保護育成のための運動が展開されました。

昭和 28 年には、青少年問題協議会について法的根拠をもたせるため「青少年問題協議会設置法」を制定し、対策の強化が図られました。

東京都では、これを受け条例を制定して「東京都青少年問題協議会」を設置するとともに、各区市町村に対して「区市町村青少年問題協議会」の設置を勧奨しました。

昭和 30 年 9 月、都は、協議会の決定を受けて「青少年問題に関する地域組織活動の強化及び補導体制の整備強化要綱」を決定し、各区市町村に青少年問題協議会の下部組織として「補導連絡会」の設置を勧奨しました。

次いで、都は、昭和 32 年 11 月に「地区委員会設置基準および運営要領」を作成し、青少年問題協議会の下部組織として「地区委員会」の設置を勧奨しました。

昭和 36 年 7 月、青少年問題協議会の決定を受けて、改めて、都は「地区委員会運営指針」と「地区委員会規約基準」を各区市町村に示しました。これにより、地区委員会は、本来の使命である連絡調整機能に加えて実施機能をもつものとされ、青少年問題協議会の下部組織としてではなく、相互補完の関係を保ちながら、地域活動の主体として青少年健全育成のため地域の実情に即した活動を行う組織となり、現在に至ります。

[参考]

地区委員会設置基準および運営要領

昭和 32 年 11 月

1 地区委員会設置の趣旨

青少年問題に関する地域組織活動の強化および補導体制の整備強化要綱、ならびに、地区組織活動強化に関する実施要領の定めるところにより、青少年をめぐる社会環境の浄化につとめるとともに、地域社会における青少年の健全なる育成をはかるため、各区市町村青少年問題協議会の下部組織として地区委員会を設置する。

2 地区委員会の性格

地区委員会は、その構成員がそれぞれの属する青少年関係組織の、固有の役割をより効果的に果たすため、関係各組織との間に、その施策について、連絡協議ならびに調整をはかり、もって、地域社会における青少年の健全育成のために、その力を総合し、結集することを目的とする。

3 地区委員会の設置単位

原則として、各地の実情に即応した単位とするが、おむね次のいずれかによることがぞましい。

- (1) 各区市出張所の管轄区域単位
ただし、町村の存する区域においては、町村単位
- (2) 中学校の通学区域単位
- (3) 福祉地区の児童委員常務委員管轄区域単位

4 地区委員会の運営

地区委員会の運営ならびに指導は、主として区市町村協議会の事務主管課が、これに当るを原則とする。ただし、主管課はつねに地方教育委員会、福祉事務所、児童相談所等関係行政機関の援助および協力を求め、とくに社会教育職員、児童委員、青少年委員、生活指導主任等の助言および援助により、その適切なる運営につとめるものとする。

なお、地区委員会そのものは実施団体ではないが、委員会を構成する関係団体の活動を積極的に取りあげるばあいには、地区委員会主唱のもとに、関係組織の共同主催により、実施活動を行うものとする。

また、区市町村長は、地区の実情により、または必要に応じて、地区委員会の運営ならびに指導に関する事項の全部または一部を、前記関係機関のいずれかに委任して行うことができるものとする。このばあいは、予算の執行委任を伴うものとする。

地区委員会運営指針

昭和 36 年 5 月 26 日
第 55 回青少年問題協議会作成

1 地区委員会の目的

地区委員会は、青少年をめぐる社会環境の浄化にとどめるとともに、地域社会における青少年の健全な育成をはかることを目的とする。

2 地区委員会のあり方

地区委員会はその目的を果たすため、地域社会の力を結集し、青少年問題協議会（以下「協議会」という。）において調整した施策に協力するとともに、その構成員の属する青少年関係機関団体等の固有の役割をより効果的に果たすため、その施策について連絡調整をはかるとともに、地区の実情に応じた施策を選択して、効果的に実施するものとする。

3 地区委員会の活動目標

地区委員会は「地区組織の活動強化に関する実施要領」第3、地区組織の活動目標(1)から(7)までの事項その他青少年の健全育成について必要な事項を活動目標とする。

※参考

- (1) 青少年をめぐる社会環境の浄化
- (2) 校外生活指導と青少年余暇指導の強化
- (3) 青少年のための文化施設の整備
- (4) 青少年団体の指導育成
- (5) 働く青少年の指導育成
- (6) 家庭及び両親教育の振興
- (7) 地区内児童福祉対策の強化

4 地区委員会の活動方針

活動にあたっては、下記のとおり他の組織団体との関係および実施事項の選択に留意する。

(1) 地区協議会との関係

地区協議会と地区委員会はつぎの二点において表裏一体、相互補完の関係を有するものとする。

- ア 地区委員会は、地区協議会において調整された青少年対策を推進させる母体であること。
- イ 地区委員会は、地域社会の力を結集し、統一された意志を地区協議会を通じて各種の施策に反映させること。

(2) 他の関係機関団体との関係

地区委員会は、自主的活動と関係機関の施策に対する協力活動とし、自主的活動を行う場合には、その本来の機能である連絡調整を十分に行うことによってそのなすべき役割を明らかにし、その施策が競合しているような誤解をまねくことのないようすること。

協力的活動を行う場合には、関係機関の指導援助を求めるほか、地区委員会は、青少年問題に関する地方公共団体の行政効果を地域の末端に浸透させる場であるという観点にたち、家庭と直結した活動をすること。

なお他の民間団体の活動については、地区委員会は、常に後から援助の手をさしのべるという態度が望ましい。

(3) 具体的な実施事項については「地区組織の活動強化に関する実施要領」第5実施事項に掲げるものとし、おおむねつぎの基準に該当する施策を選択するものとする。

- ア 地域内関係団体等の全体にわたり、単独で実施するよりも総合的に実施した方がより効果的なもの。
- イ 実施することにより他の機関団体等の活動及びその成果を促進するもの。
- ウ 地域の実情に応じ、時宜を得たもの。

5 地区委員会の設置単位

設置単位はつぎのいずれかによるものとするが、地理的条件等止むを得ない事情がある場合は他の単位によることができる。

- (1) 区市町村出張所の管轄区域
- (2) 公立中学校の通学区域
- (3) 福祉地区の児童委員代表常務の管轄区域

6 地区委員会の運営

地区委員会の運営及び指導は、主として区市町村青少年問題協議会の事務主管課が関係機関の援助及び協力を求めてこれに当るのを原則とする。ただし、区市町村長は地区の実情により、または必要に応じて地方自治法第180条の2の規定により地区委員会の運営及び指導に関する事務の全部または一部を区市町村教育委員会等に委任し、またはこれらの補助職員等に補助執行させることができる。

第2	東京都の青少年健全育成の推進に係る全都的組織の経緯
----	---------------------------

昭和 42 年	青少年とともにすすむ運動推進協議会 昭和 32 年頃から各区市町村に設置され地域での青少年健全育成活動を担ってきた「青少年対策地区委員会」に加え、青少年関係団体等からも広く参加を求め、各区市町村及び東京都とともに青少年健全育成の全都的な運動組織として設立	
平成 2 年	東京都青少年協会 社会経済状況の変化による青少年の地域活動参加機会の現状や地域教育力の大幅な低下に対応するため昭和63年に設置した「青少年健全育成都民運動活性化会議」の提言をうけ、青少年健全育成の都民運動の組織強化を目的に「東京都青少年協会」を新たに設立（青少年とともにすすむ推進運動協議会は解散）。区市町村、団体等推薦の正会員及び賛助をいただいた特別会員のもと、区市町村、東京都と連携しながら広報や啓発事業を実施	
平成 12 年		心の東京革命推進協議会 次代を担う子供たちに対し、親と大人が責任をもつて正義感や倫理観、思いやりの心を育み人が生きていくうえでの当然の心得を伝えていく「心の東京革命」の全都的推進を図るための「心の東京革命」推進協議会を設立。会員団体、東京都と連携しながら心の東京革命の普及啓発事業を実施
平成 14 年	心の東京革命推進協議会（青少年育成協会） 「東京都青少年協会」及び「心の東京革命推進協議会」の会員の重複が多いこと、また、東京都における青少年健全育成のための全都的組織の一元化を図り、東京都及び区市町村との相互連携を強化とともに、心の東京革命運動の一層の推進を目的に「心の東京革命推進協議会（青少年育成協会）」を設立（東京都青少年協会及び心の東京革命推進協議会は解散）	
平成 26 年	こころの東京革命協会 2020年オリンピック・パラリンピックに向けた「心の東京革命」の更なる普及啓発を目的に、ロゴや表記の変更及び普及啓発事業の再体系化を実施したことに合わせて、会の名称を「こころの東京革命協会」に変更 平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）をもって解散	

第3 区市町村別地区委員会設置状況

(R 7. 4. 1現在*)

行政 区	区数	委員数 (人)	設 置 区 域 の 単 位			地区委員会連絡会	
			出張 所	学 校			
				小	中		
総 数	718	38,247	5	13	12	26	
区 部 計	337	21,985	5	1	2	15	
千 代 田 区	4	88			○ 警 察 署	連 絡 協 議 会	
中 央 区	19	957			○ 連合町会	会 長 会 議	
港 区	10	697		○		会 長 会	
新 宿 区	10	789	○			会 長 会	
文 京 区	9	729			○ 旧出張所	連 絡 会	
台 東 区	11	626			○ 出張所等	連 合 会	
墨 田 区	10	1,042		○		連 絡 協 議 会	
江 東 区	9	521			○ 旧出張所	連 絡 協 議 会	
品 川 区	13	766	○			連 合 会	
目 黒 区	22	100		○		住区青少年部連絡会	
大 田 区	18	1,082	○			会 長 会	
世 田 谷 区	28	1,268	○			会 長 会	
渋 谷 区	11	391			○ 旧出張所	会 長 会	
中 野 区	14	763			○ 地 域 別	代 表 者 会	
杉 並 区	17	933			○ 旧出張所	会 長 連 合 会	
豊 島 区	12	416			○ 旧出張所	連 合 会	
北 区	19	1,861			○ 地域振興室	地区協議会・会長会	
荒 川 区	5	575			○ 地 域 别	連 絡 協 議 会	
板 橋 区	18	1,992	○			地区委員会連合会	
練 馬 区	17	1,939			○ 旧出張所	会 長 会	
足 立 区	25	1,453			○ 地 区 别	会長連絡協議会	
葛 飾 区	19	1,569			○ 地区センター	会長連絡協議会	
江 戸 川 区	17	1,428			○ 地 域 别	委 員 長 会	
市 部 計	338	15,684	0	12	10	6	
八 王 子 市	37	2,512			○	連 絡 会	
立 川 市	12	707			○ 町 单 位	委 員 長 連 絡 会	
武 藏 野 市	12	1,217		○		委 員 長 会 議	
三 鷹 市	15	723		○		代 表 者 会 議	
青 梅 市	11	443			○ 支 会 单 位	連 絡 協 議 会	
府 中 市	11	598		○		正 副 委 員 長 会	
昭 島 市	19	794		○ ○		代 表 者 連 絡 会	
調 布 市	20	600		○		代 表 者 連 絡 協 議 会	
町 田 市	24	1,461			○ 中学校区を基に町内会・自治会も考慮	連 絡 协 議 会	
小 金 井 市	6	211			○ 地 域 别	連 合 会	

小 平 市	19	1,016		○			代 表 者 协 谴 会
日 野 市	8	281		○			連 合 会
東 村 山 市	7	581		○			連 絡 协 議 会
国 分 寺 市	5	131		○			地区委員会連絡会
国 立 市	8	309	○				委 員 長 会
福 生 市	30	277		○ 地 区 别			委 員 長 会
狛 江 市	4	165		○			連 絡 协 議 会
東 大 和 市	10	421	○				連 絡 协 議 会
清 瀬 市	5	218		○			地 区 連 絡 会
東 久 留 米 市	7	355		○			地 区 連 絡 会
武 蔵 村 山 市	9	240	○				連 絡 会
多 摩 市	14	821	○ ○				会 長 会
稻 城 市	10	170		○ 地 区 别			委 員 長 会
羽 村 市	7	200	○				連 絡 协 議 会
あ き る 野 市	10	737	○				連 絡 会
西 東 京 市	18	496	○				連 絡 会
西 多 摩 郡 計	24	332	0 0 0	3			
瑞 穂 町	6	242		○ 地 域 别			会 長 会 議
日 の 出 町	2	35		○ 地 区 别			健 全 育 成 会
檜 原 村	1	3					
奥 多 摩 町	15	52		○ 概ね自治会単位			連 絡 协 議 会
島 し ょ 部 計	19	246	0 0 0	2			
大 島 町	7	7		○ 地 域 单 位			
利 島 村							
新 島 村	1						
神 津 島 村	1	2					
三 宅 村	1	5					
御 藏 島 村	1						
八 丈 町	8	232		○ 地 域 别			青少年対策地域委員会
青 ケ 島 村							
小 笠 原 村							

*委嘱手続等の都合上、一部令和7年4月1日以降の状況を掲載している場合もあります。